笠かぎといふへし

一 笠無射手立取る事一番と後と賞歌也

一 かゝれつきのさ次細さ形をもとゝ云也

一 暫引目持ひ数をよせ五よし六も二寸持ひ為のはまゝ乃
かさかぎを神事のかぎかぎまゝ鶴の服を不用也

一 笠無乃小的の次に大的といふへからず式きの的と云へし
大的とて為西へ也

一 神事乃笠かぎにむかつさに一刀といふ事為むかも紀
ゐらく打目白毛のかとを用くなる様にす法七分斗さる
面し又七分ほどをし両りして是をとく是を天乃湯の

なりに舎くしてをかれを乃るゝ心也

一 笠かぎから犬射から志めのからかゝきの事
かはも紀か本也

一 笠かけ弓場にあつち我川きに事を引目とゝめのきは
うし後のくしは方にあらへて馬場本へむきをて川く為し
射手弓場本乃馬ゐ川る所に立てさくりをとしてもち
かへて射る也矢代をそ乃まへに如るへし

一 落弓乃事弓場事より詰なれは馬場をとへうらへり
射なれはとへし半色は射なれはすへからず八川をぬさ弓場
本馬場来にてもとて乃るへし

一 笠りを夜物に連鐵勝負と云ハ的乃志ろ云と云也

一 笠懸を見まて須共犬追物をハまてよとなりて西へ
も笠りをハ今一度二度見物して色とあるとなし
犬にハ今一度二度に色に無に矢沙汰するものある也

一 小笠りをうらにかきりくまゐ云ふにうるしにて見秘る也

一 笠懸乃てる物に毎度しく事に聞くよりも的乃かたへ
白毛をあるに犬にハ縄へ出へし

一 笠りを言むらかきあるをハ小袍よとむかきあるを云へし
よ袍もしまと云ハ志り足ハ袋かきそろへまへ足乃さりへ
もこひ両へ足をとりせくと云也

一 笠懸矢乃沙汰事的にあらず矢とひかへかくもすれ
ばかりく的よりうらへ出し矢いかにと成く行とも前に
落ある矢也よ袍矢也的にばかりまして縄にかゝ矢
やとりまへよりあてよし同あふれて矢ばかりとあらて
よこくしとまりうくおへおける矢くしまりとてよ袍矢
也同をくたゝまして立津成まいるも矢前へ出はりよ
き矢なり的にあらりく幹おまし引目うしろへぬきいる
小をく行とも縄にかゝる両へにおりはりよ袍矢也
引目乃うこぬきて箕中もとりきあとへゆくとも的より
あらりはりよ袍矢也縄にあらる矢いかにおへ落そり

とも云つ事也的に向ふて下へ毎事也ゆ矢をとう門を
るより下へ門をぬきちと右に弦を下へ取て持てより
的乃おかしく左乃手にて取さりよりも尋常とも云太
りて下ゆ名うらつとうし後のくしへ者ゆまへのく
しよりまうしろのくしへまうして的乃よりより弦をとし
さけて見るにもす弦にかれハよしから様ハすてしへ
又毎に事ある矢乃まこされまるゆ志んなる後ハ引目
志わをしくさ門かもすて法ゆとハよ紀矢也

一 引目も門事て海河へ入矢者ハそん面ゆと語へしあるゆ
矢者ハ面しと志つとく射つ事て（けイ）と云

一 詞に向ふ何度かへ也何度といふハ高端本へうちかへさ
まに云をハまはかへす何度にてゆと云馬場本より今
射る詞にハむかふ何度といふ也

一 的にも法ゆ物後さてく射る事ゆ法門様のもさゝ物
りかもるへから決くしとハちくして的乃まん中にあるゆ
ゆとにして的りゆてくさへし茅庵とうきて射る也
はさゝ物をまてゆも同お此二ハくしさすりかきるへ
ゆらす中になるゆとにすへし

一 矢取ある人きに乃事　公方様御矢者的より高端
末乃ゆこ事ゆるへこさ也其時ハそれに随て各的のうし

諸のくし此方に居ハ沖身ニ馬場本乃ゝ小さうるへし
さて　公方様あそハされと常の時ハ馬場本のゝ賞
数にて馬場来下也

一　くじ笠熊乃事射手十騎あまは一乃くし二川二法
くし二つ三のくし二法四のくし二川五のくし二法五
面し又同をくなる絵をくしに二つ川ゝ主書也くし
乃かわ　 　凡ゝ様ニ有へし筒りへて出
しハ残る場ニ有をうちかゝへて馬上よりとるくし乃
絹め不思ゝしの右乃手ハ下へ字とゝへなしてさすへ
道ハむかゝきの右のくひゝとゝ川面乃あいへをしかゝへ

しむかゝきとゝぬ時とはゝ面乃出しとすゝくとのあいへ
かゝへし射ゝて後くしを合あひくし相手也矢代のと
とし小的乃勝負のとく二人川ゝ勝負ニ本也又十人ニ五
人川ゝ始る両ひ勝負にてハゝ二人川ゝくとてまけへし
十人にてハゝ四人つゝあひくしハ分て今一川ゝひと一
人川ゝ小分へし別ニ又引逢くしなとも有へし

一　矢代なる事射手お後とさきゝ乃時引目と一川と
ゝて射手始るへし馬場のさしきうつくを示ニ有る
面し引目手にあまらハ二人ひにも有るへしそ此次
事に射る也引目さくり乃方へ有るへし

一 諸行乃笠是にしたえをかくるかく行を不可備本のる
あつる事のさくり後おしてて射手れむりひまりをは同日記
付同を不ま事也めえかくる様一と弩お業野ニ備諸行の
笠懸無りにもあ也と十六稲の穂まつらぬきて松の枝
りのきて去にさしあらし也是ハまことに秘してか様
にしてる也其実もぬるての木也廉をのきを様口の是
を常にかけはとくゆひとくぬるての枴ふと後つ[illegible]とく
様ひぬる是のあつへ屋してかを屋しけ也とかけはとも
ぬるての木を立て枝よりも曲へしかく野の沛物のとし
志[衍]もとも泄ぬるて也一段秘説也

一 笠懸りの刀れ川かさけ様にてとめはにはさきをと刀れさやの
かたへもかきをすして川かのかたへかゝ屋し先川かに一巻ま
きて一筋つゝ両方へ分て刀のうちに常のおとく結ひ
両上を出つと紀に結ふへし

一 射かかす笠是と云事也　云方様又ハ主なとゝ射るに
十度に川をとめさるれハ一もうし九あそハさるれハ八か様
にをとりも様に射るを射かかりをといふ也

一 川るゝ笠懸と云ハ日常に及ていそく時にさ紀の射手
うち入出ら紀ひて須時かなり扇かたへ馬をへ矢をつひ
まへの射手矢をもかせハ屋かてる様かへしは是様川

るゝかさりをとゝ也

一笠屋に三の丈事十九工夫といふる有小笠原伝別ハ
第一に引目のうち入を見よ二に矢ゝと三に矢乃伝法
り被申なり同播別ハ第一にうち入を大事にたひ三
よ二にうち入てハ知らさいしと云へ三にあたりと云へ
と見なり十のくふうハ宝和より十度まて悪きに
をかよりをて四を志りめて人にしたり行く
ぬうせんと也お笠屋宝と所要服あるへしと也

一笠熊日記之事百番にハ
寛小第一第二と第十まゝく十枚にあるへし

笠懸射手

なにかし
なにかし
なにかし
なにかし
なにかし

○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○

奥小年号

諏訪社法樂御笠懸射手

正二位尊氏　○○○○○○○○○○十

命鶴丸　○○○○○○○○○○十

南次郎兵衛尉　宗貞○○○○○○○○○●九

勝田能登守　佐長○○○○○○○○○○十

嶋津周防三郎左衛門尉　忠兼○○○○○○○○○○十

杉原與四郎　國遠●○○○○○○○○○九

勝田治部丞　長直○○○○○○○○○○十

福能部又大郎　氏重○○●○○○○○○○九

貞和四年四月五日

依有霊夢告笠懸十番太刀一振馬一匹鵜毛駮所被

引進也

此日記慥寫並者也私與行ハ之獨書御乃字ハ之事也又當時上原與行の諏訪神事笠懸日記ハ名字官ハ之ニ名合ハ字つく二字ハ書ハ無る也

馬場ゝけ一町

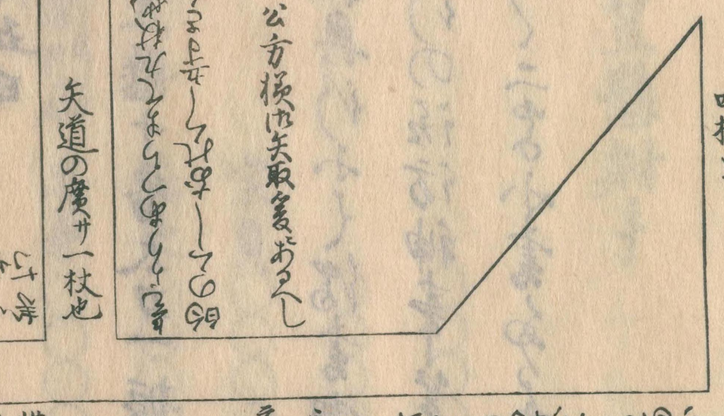

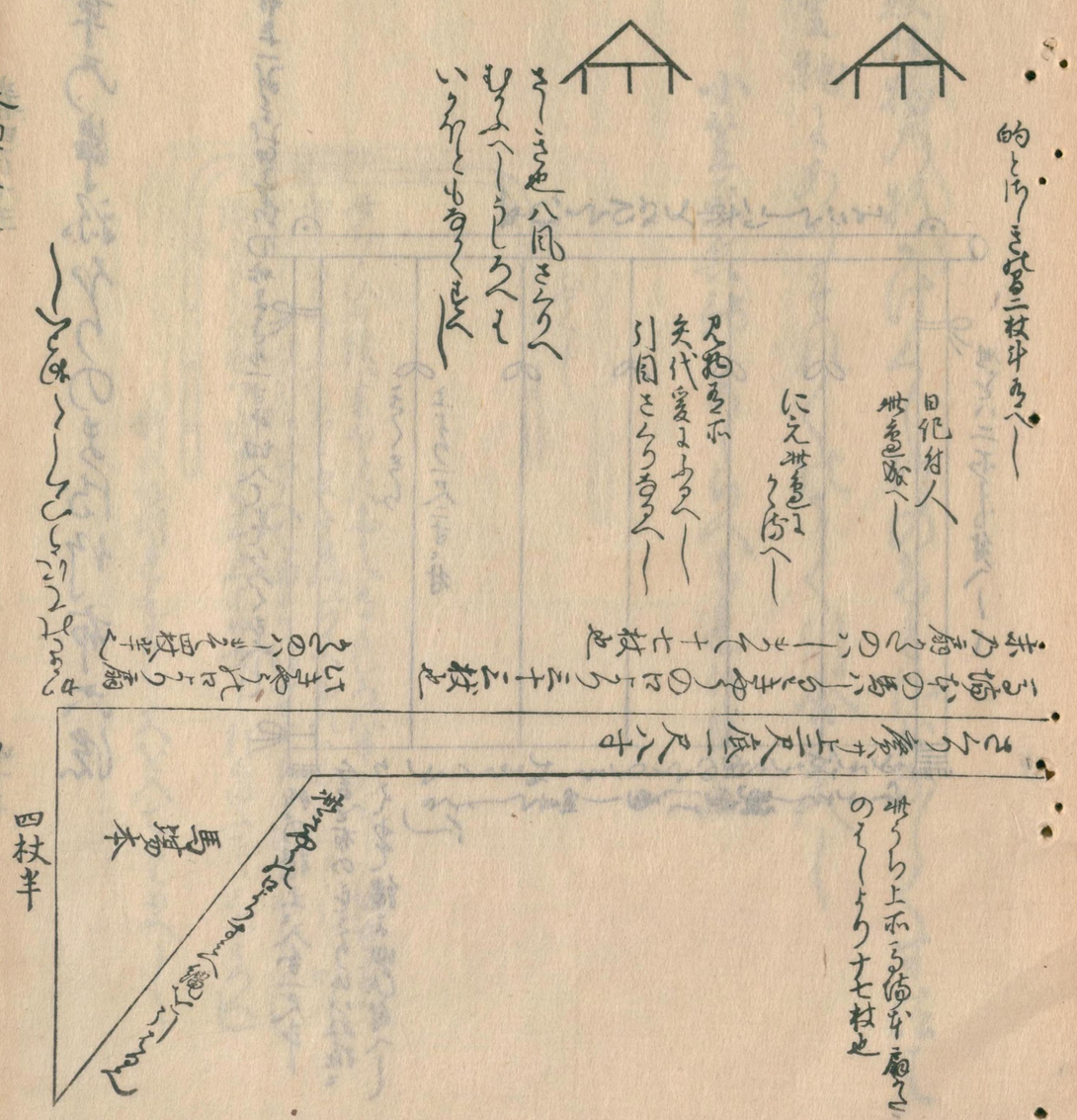

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1
ガラス使用

一 布革乃串孫なりのまゝ行布六流

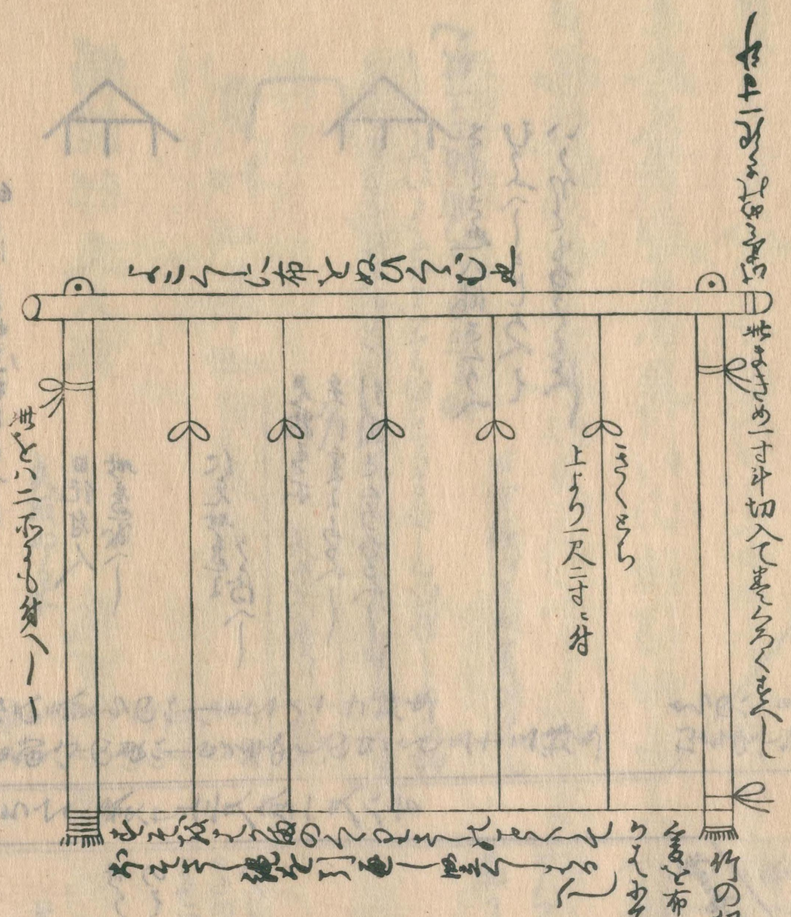

一 笠懸地物乃打かけて行の事をはおかしく寸法も
法量物にありそれく此とく引合もへし
小笠原兵部にしらへらまゝ串也

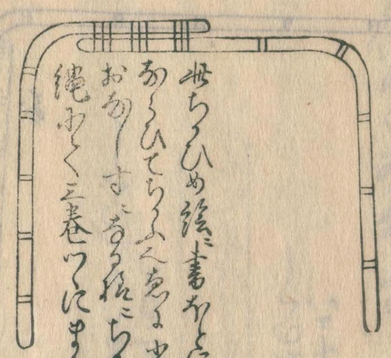

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

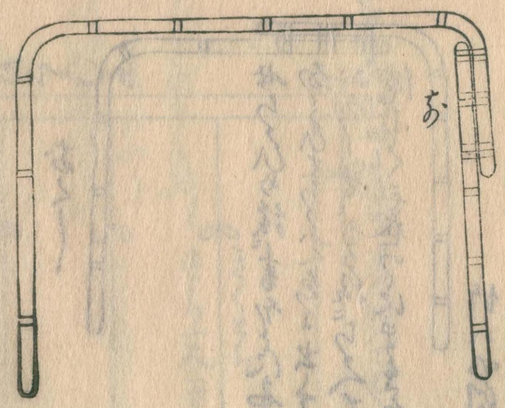

まき桁目上よりつゝひ取立くしの半ゐとゝ

一 羅ちれゆひ桁

小笠懸の時そこの場とかこの場と
埒もさくりさきはより一尺二寸斗と
的乃立取法量物に有矢道まへの
串よりすゑをめらちといふと
さくりたたまはゆめくある事しか

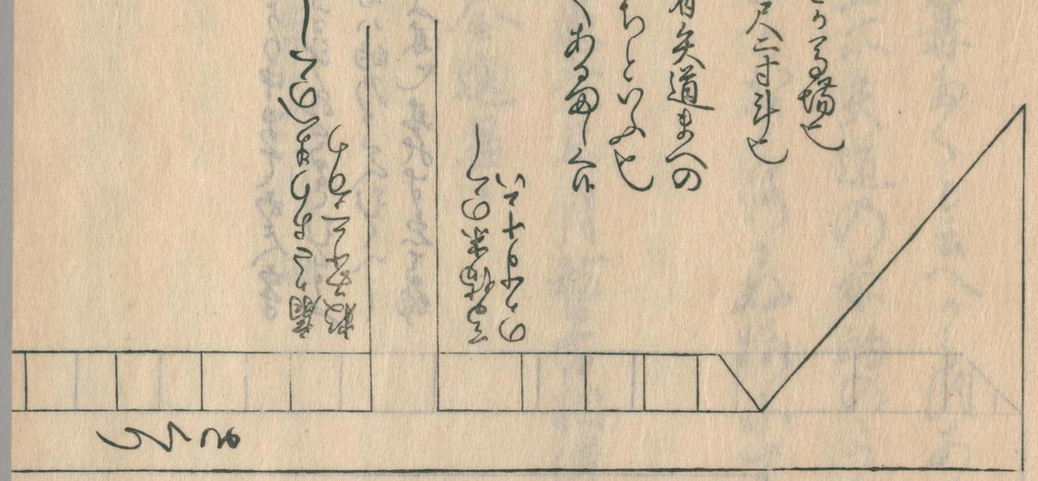

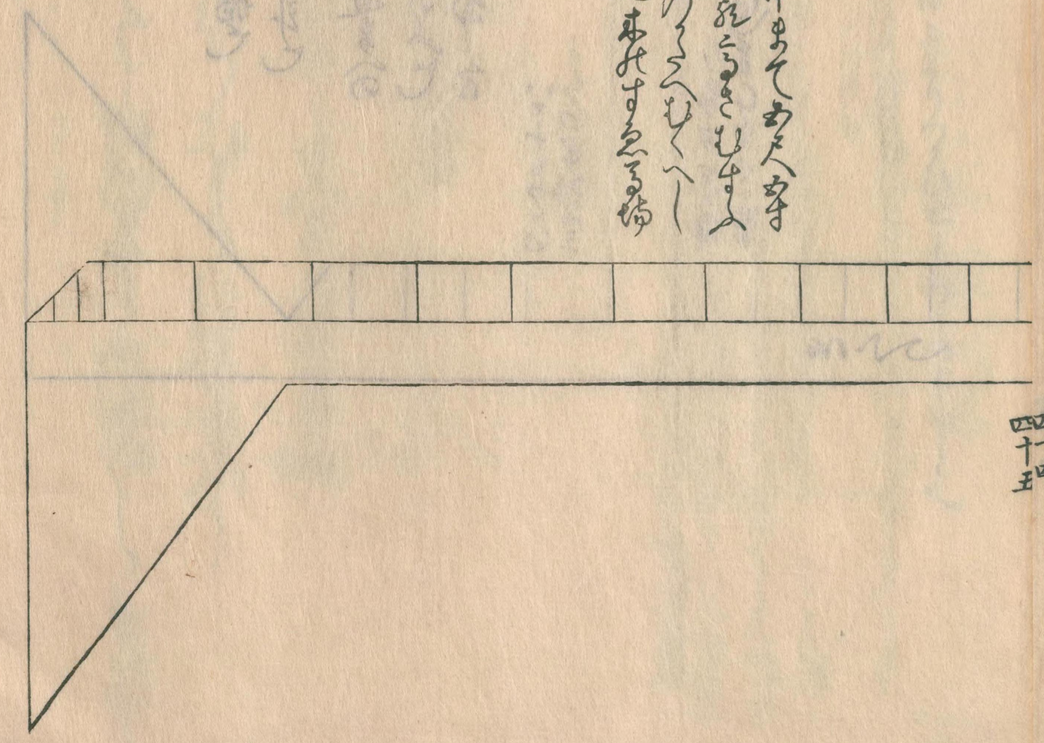

日當て射る小籌ゐくと云へかゝれあり其とてくとゆゑ
爲しあるす其不矢道乃前的のよく見極る様にあ
りしへしるゐとおと行ゐぬ様にすへし

右此書者愚老年月稽古相傳之労所記置也
然家教江令進畢

永正九年六月　日

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1
ガラス使用

鹿足之次第

一かく足也云は麻乃豊原を走とく成成麻
足と名附鹿の山野を走るにおとくに弱を索
立るといふ口にも足にも手綱にも不構所
をこるく上にあきさ歩下ハさけさせむら足成
出さは出ちを駒乃心に雨りまへし兎を角も
馬も索らせて索手よりかく足成索へから寸
弱に足を出させ手法に成長く[redacted]其内り
強口の方をハ手成下ケ弱口此方天に取手綱を
くせ立くく麻足をいふにもくく大きに口足の

凡乃あぐと成地は路付様にて馬の飛かけ
なめく成を角足と可仕為亦かく足と云る成
不知る諸足と名附る事ハ九川乃足並を不知
七兼の足と斗四切ゆへなり諸足といふ時なり
なほくと云ひ成後しとも其ハ為諸合て納得の
心をゆへは則うなほく依て弱乃いまて儒も不
知うく足に家といふて頼氣をなくひかるを家
をしいかゆを角足成大きに家付て後鞍を
網の理諸を家へし弱ハ理諸をいやうを皆秘家
と成る勿論なり是に

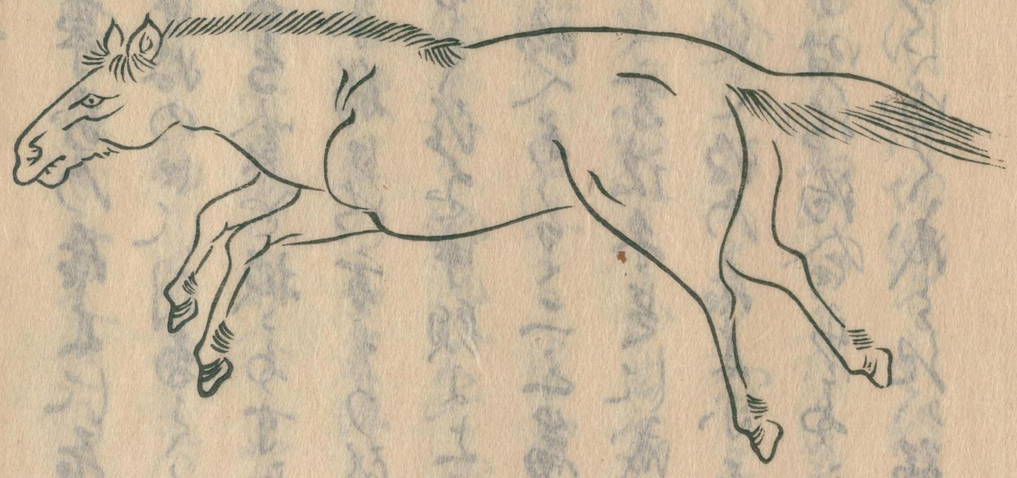

丁周鞍拘之事なり居木に居りて腰絞を一文
字に鴻法て中好の口に引当て手綱を匂ひ縮切
ゆ字かゝ紀子鳥喰を扱こゝ丁家りく足家内に
馬の不知様に弱口の方より頭を上くる
鳥喰をきゝく頭を中頭に上ゲぬるよと思ひく
才の鞍より跡へ来る二三篇を家を後ハ又
中頭を上頭に家法不足に成馬結合んよく
行とおもふと紀を頭乃居木に居りて右来く
足代家をる時の約合ゆゑ云油の連を一家
を内にするとなく成と紀ハ弱口の方をもかへ

なまりなくさ引と引切縮て其紀ハ又連を丁家仰せ
ゆくも右拘子なる馬のなまハ手まへくさつと引切て
跡ハさく波を合こゝ家なり紀を角も馬の方より
不足に移るなを結へく前曲家を出すなるとも紀丁
出なをらぬ時を出により皆出に移る也大坪流に移
りと云る為秘支号他流へ不て洩ぬ又鞍なとなる
あらはこ高の鞍鼻の上葉坪乃鞭耳の根合の
鞭をりけひ肩骨掛て出へく此鞍数を責せる
うく足をなる足に移りて馬足ハ運足に移りてひ
足ハ延足に移る様に家へきる丁周也此ハ家様

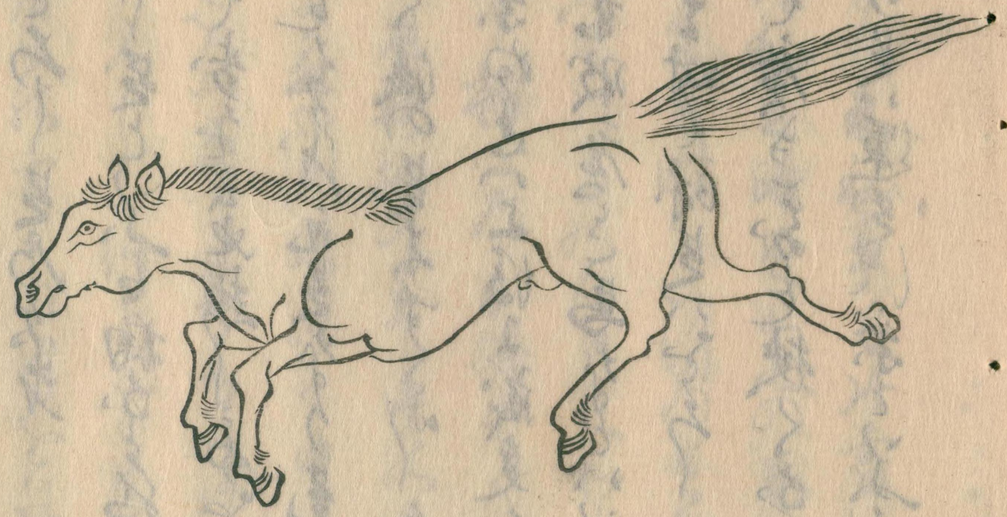

稽古疎學にして不可及角足と云を畧して諾足と云
ふなりなりて足といふなるにはあらず也是も馬合点をする
取るまゝ諾足と云事なれば是にて足家にハ弱口の方乃
力草を鍾たれ筋の人内の柳葉を足の大指にて外へ踏
出し内方の内股にて前脇を挿たると筋の人なる鍾を
とせ見合こゝ先へ斗ゑてと押おもへし濃口の方の鍾
をもて外の柳葉の内へふゝ外の居末へ揃りて鞍
鍾斗にてお脇に掛立せしして弱方を切志めて
弱方へもたゝを取鞍に含尺の鍾あらをて家へたる事
才一なり要はたゞ口傳とのの也

をろし足乃次第

一を給し足といふは鞠なとにむとく前股を落
し掛て歩を云也勢しあるをろし足と云は上足乃
いかにもたゞ我乳足なり是を徒足と中ハ縦は柏
をゆく後の足本すくにしあるを中成もをろし
足に余ぬ也ハ上段に成交ゆる時は徒足とハ中や
然ち前股廣き馬なとハ跡以廣く成事多ク有
へし其時は跡足ハをろし足に余前足ハ運足に
余時は廣きにあらず狭くなれ物也後足をろさ
せくお足ハ運足に余といふ事無偽更しあ雖

及更なり為秘事写此書に不載是口傳

一乱足行乱足踊足之足の馬何と鞍数隨余と口不
定事ハ其時も之行乃足我控人を給し足より
余也みれハ為れ心口足和ら絶納給しぬる事
なへし諸心乃手縦ゆくをろし足を可余乱
一足に口用鞍拘の事中ハ居末に余勝徒を一文
字徒に立ちに踏張く中姿の口に引当手縦乃
縮切をとふ面可余若又行を給し足に行事可
在行をろしに行と云ハ皆行口ゆへ行事なるへし
夫ハ強口ハ方より行を給し足姿をものなり

依而免印可之時より外御示且不可傳史者
也可秘口傳者

大坪式部大輔　庵主慶秀年八十四五月六日
村上加賀守　永幸孫三郎入道沙金年五十二二月曾
文明九季十月十日　安藤倫前入道芳蓮在判

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用

群書類從

四百十六

127
666
1

519

東京圖書館
和書門
叢書類
二四函
八架
七號
六六六冊

国立国会図書館　タイトル『群書類従』 請求記号 127-1

ガラス使用

翁溪之月如虎如豹。勇遥出
將軍山之雲。華東皆歸

TOKIO LIBRARY. 東京書籍館 FOUNDED BY MOMBUSHO 1872.

明治八年文部省交付

群書類從卷第四百十六

武家部十四　弓馬二

撿校保己一集

目安

小笠原信濃前司貞宗申。欲早依爲武勇稽古。被止犬追物御制事。

右貞宗。竊考前牒倩案舊貫。武者尊主安國之基。撥亂禁暴之本也。是以弧矢宣威。軒轅氏之皇風煽萬代。干戈戡難。周武王之聖化制諸侯。龍韜之高繫呂翁溪之月如虎如豹。勇遥出將軍山之雲。華夷皆歸

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1　ガラス使用

神制之内。貴賤不離震鴨之中者也。矧亦神武皇帝東征之時。賜天孫劒。以鎮蜻嶋之驫擾。神功皇后西伐之日。受海童珠。以定雞林之遐方。爾降弔民伐罪之豪。偏守春秋之經。懷忘振遠威專在弓馬之藝。和漢之例古今之治。莫不籍將畧之權。用武功之德者乎。西漢丞相魏相有言。曰救亂誅暴謂之義兵。兵義者王。敵加於己不得已而起者謂之應兵。兵應者勝。爭恨小故不忍憤怒者謂之忿兵。兵忿者敗。利人土地貨寶者謂之貪兵。兵貪者破。恃國家之大矜民人之衆。欲見威於敵者謂之驕兵。兵驕者滅。此五者非

但人事乃天道也。然間當御代。迴豪兵應兵之旗力。甄興廢繼絶之功勳。所向無前。速察虛實之氣不戰却敵。明張奇正之機用兵有亂像。既通九變之利。聞武有法式。偏諧七德之謌。然閑天下歸正。如就日之民。海内嚮化。如隨風之雲。戍樓多草花山之馬達嘶。侯館無人松關之柝長靖。詠勲凱歌之後施恩慈之餘。被下犬追物禁制之法。德覃禽獸。雖知政化之仁恕。人攜弓箭皆歎武藝之廢絶。所以者何。步射之營雖非無其德。騎射之勤猶堪懲其敵。繇茲馬上作物雖有其數。當時所用者。流鏑馬。笠掛。大追物也。流鏑馬。

笠掛。面面雖右其益。猶於犬追物者。射馭之簡要驅逐之妙術也。是以鎌倉右大臣家御時。權輿之。入道將軍賴經御代嘉禎年中。前武州被經評定有興行之沙汰。以來就爲武藝練習之最要。每逢政務諮詢之閑暇。擇家家之才能有處處之騎射。匪啻催興宴偏爲習武訓也。司馬法曰。天下雖平忘戰必亡。春振旅秋治兵。所以不忘戰也。就之安射之法也。在京奉公之輩不入深山大澤者。難成逐禽驅獸之業。不得平原曠野者。爭攜放鷹臂隼之遊。弓馬之藝術自然可斷絶者哉。居安慮危昭代之令典。居治念亂明時之規模。當時雖四海無波瀾之聲萬邦無烟塵之氣。被用多算之道者耶。莫不慮之戒乎。然則被止禁遏之制被下御免之法。樂此道之再興。知其藝之不弃。負宗偏以不肖愚昧之身。申破禁制嚴重之法之條。頗雖似過分之所存。頻依願安全之治術也。爲私不申之爲公申之。爲公不申之爲家申之。公家之斯知無不爲忠也。被察苟息之正言達上聞。樣爲賴洩御披露。言上如件。

康永元年二月日

騎射秘抄序

蓋聞武者尊主安國之基。撥亂禁暴之本也。是以和漢傳無絶貴賤翫無止。而步射之營雖兆無甚德。騎射之勤猶掩禦乎歟。繇茲馬上作物治有甚數。當時所用者。流鏑馬笠懸犬追物也。流鏑馬笠懸面々雖有其益。猶於犬追物者射馭之簡要馳逐之妙術也。然間鎌倉右大臣（實朝）家御時權輿之。入道將軍（頼経）御代嘉禎年中。恭時（号前武州）并經時（号中武州）時被評定有奥行之沙汰。或就矢所之批判被定法式。或以矢落之善惡爲後日被記置。以來爲武藝練習之最要。每逢政務諮

詢之間暇。擇家〻之才能有處〻之騎射。匪啻催興
宴偏爲習武訓也焉。殊於當御代最可有賞翫哉。仍
將軍御受用之間諸人同招引之由也。而於矢謝是
兆者人皆知之。至振舞善惡者甚品不同。古今見聞
之言語雖意樂。遍當時覺悟之旨趣不可有不記。是
全非爲外見只深取恥哢言。若於子孫之中自有好
士之器則潛見之。委曲載左而已。

一 犬追物に射手れ不ゝ行るへし身一にハ歩射よく具足大に
射手をかさあらく馬達者なるべし是也又ハ左乃つゝ不ゝ里
よく矢ぬくへをしるの口を引或ハ鞭を打ゆく生物に面白
き是也又ハ此二ハなけ道ともさして見ゆく犯罪をなくする
也ゆと射なしあるをゆるへし若ハ此三のなきれ共矢数
あるをゆり是ハ勝負又ハ後日の日記乃為免なとハ大切也
但よりしぬ射手ゆまり小矢数あるも無しして射手れもとれ
遠乱とをなるへしハ引道をもかれ孫なるんハ誠に上手なり
背一引をあらハ射手れ人数をとるへし被是更ふもれ為
らんハ批判乃浪にあらず

一 初心の者ハ心ゆへき事ハ大かた射手ハ生徒といひあらん先ハ心
りよるへし他人を見てもよ他所を両かゝ公あしき所を
見かく為しめるにも射手の中にまして好稽古を
いたさは自然と射手になるへし上手なれ為この中りあ
ひ行じたひなく油ひのゝあらハねわえ次さるへし況や初
心よおいてをや

一 射手ハ昔今とてあかりら定意へき法なしといへとも人の
心時りうたり代にかゝるにより而なり假令昔射手と云ハ
いかにも矢数をあしなる内分に我一人と馳廻る也是あら
を尚也其所て然あらひ矢数ハあしといふとも一定も矢所

為常にたゆゝめねわせて物ふかく射あらんハよりるへし但是
をあしくハ心ゆて矢数をあしなる所十定二十定にも矢
数もなさ次あら縄に出りへあるいり然者也射手乃風情と
心ゆそ行人をあるへし是又大にして然射手の器来して
見物するにねかし更にそ量なし矢数なしとをいふ
事ハあかりに是を嫌にもあらん矢数を第一とする時
もいかにもけしきにねわるる所記号先たてめてよく射
させんか為也射様を能矢数もあらんハ流の棹乃ことし
ゆゑはとて初心乃程あかりに矢所を挑する事を却て
あしきことをなるへし若悪矢数もなすにつきてあし

こと所をゆらぬ道をの川なら能所を出来る程を更に矢を
もかけらるゝ僻業乃者一也上手なる伐無度我ん事なり
其上程をゆゑ家ゆゑ様なる矢所をもて射ぬとゆゑ
程にゆるへき矢所をなく平(てイ)也百也なとゆゑ無をする事
を各無にいよるへからすといへとも能に矢数なる程を射手の
物らさくれる因縁也されハ若さ人なとハいつかを内かに
て馬をも乗さむくと射なしへし但それを時の大名又
上手なと乃中にかく我一人と弛也る事も目に立てゆ
ゆ射手の心地よりくちに我射ぬるに属て此二騎三騎をへ
てゆるをしをちるなとにくゆ射をくハしへて無

念乃物なり程なるちに手なとに上手此ひ人ゆるにハ左右か
く折ゆるうし能をとより云りへゆり其折乃さて射手に
あらへゆき物也必犬とにかゆ属きに法にハなけ也也
折にしたらふ属き事ん程へきを此也

一初心乃人も心程へさるゆ片入の馬を好事なへから次第
乃ちも尾にとり里ゆひ馬に心をかゝる程に矢所矢数をも
射うし物云美須腰なるになる事をなし又さ此を古邊物
をなうし此道はいかにも乗ん安くおをりろき馬をもの
むへし云初心乃程も古邊物にて馬に心をかけ也射
根もかりをゆしなむ属きなり上手なる伐贈乃犬人ハ勝

質なとは時も射付の古逸物大切也況や初心なおいてをや
但あまりに古馬もよりはめ川らしく其風情をなし又
もそ馬れき時も貴成らしれ其矢数もなきこそ此也時ハ
中他の馬を乗りへく射るを稽古の一川なりそれを又
射手によるへし生得ま馬達者なる人ハ此ハ若馬を
をとしなとしく射あるを無ありて見ゆるよまた
人ことに荒るハ斜敬ゆるへき事也

一 矢所の事縄をはめてハ弓手をしをちりめくされ若
も縄る手見なりる手切と云ハ候令うけて法なりして
手すれあらん時の事敬馬をハ此ハ立て大きく手を

ある成る此頸の下にて射て同馬をも下手へ出せへし
をしハ馬手ゆきたれといふとも射様ハ同ならの中とおく
てる手にて射事様も縄ちかしんあらんかく見ハ昔
矢所なり当世ハ射る様もまま也に又あかりに好へさ矢
所ゆくをなし

一 をしもちる当世をさら数矢所也見又謂なし法なる弓
手にをとりゆる事勿論といへとも更ま射ましき矢所
にしあらんそれを様によるへし射手を無こてそもるを
しをちりと拘ゆさく射そるハ織ようとつるへし我馬の
尾の下ハ成い川る犬を腰ゆそくをしもちりて為常にし

射あるハ尤よろしく弓手をしまりとこそ事ハあるまし
しめ侍る矢面なる役又ハ射まし也知る事も一篇
なるへし

一馬手乃物事當世あなからちに好まし是文ん作りて馬手
のよこ矢ハ大事也物ぞ昔ハいふされとも能々よく心得ある
物ハいかにも物こりて矢所をなとも射るへし表相の見所ハ
と面をもあらぬへしを射達と後ける所さもあるへく矢を
弓先をさゝしも馬の頭ばかり射ある八尤奥あり弓をひら
手なりとも引て射させらん八否されハ射手の引てむ八
弓手も馬手も都合して遊ふの射る八所詮をとる

し役ハ矢面乃善悪よりも射候は善悪あるへし射まし
き矢面にて弓手切するひろる手は下也大方人も見知事知らせ
事也と云る侍るよしをよりて也

一外乃物をしハ藤花又ハ屏風見物面所晴風情何物までも
物をはさみて馬手よりもよこ所面に立切物を十文字に作し
よせてくる手切乃様にさはらしめて射ならへく馬をめ
てへおりてて跳ぶにすゝりて是のひら手をいはへしをて
物にそひて弓手へおりてく見ても馬ハおりやう共様なる付
とも矢も手細なるきるちからなく入魚き也外也その弓手
切馬手切するひら手ハ矢面ある人のいなりしまろり

あらとをとりひら手にあるへし

一 馬手切古今人ことに好む矢取也但是も物よりうへし
をの道と十文字にきれりたるハまつりかよ是そ
物を一手縦にかけて馬の頸の下或ハ鬼の三つつきれを
とはしく射あるる手切ハ是奥あり是をあしくん給く十
分に馬手にいしまなる物を先ら手にくらと引
設 ゆくるもはりさて射さるをおりしく毎少く射あるなる
ら手とも馬手切とも云りたしは道ハるる手なるハるる手に
て射へしハ馬場末をもて犬も是切へきなるハ手縦と
つりひて弓手にをあふへしそれも若無先馬手にはくて矢

を射立てはく物の屋ををし切て弓手にあふへし是尤
可心得者也

一 古ハ能矢を射くも初二つ目の引目をもてをしかけて検見
のかわ成みよかとつふ是も能よりわ四一騎あひの物をこ雷
なくん他よく射ある時く能く馬の口をも引へきに昔様に
をしかけてあらんも更に射手の闕会あるへかゝ得されハかやう
の時くいかにも射手をよしあて矢筈をもし馬をもひかへ
屋し又馬場の末をもてく犬にも能よりあひ疏にあふ射
て射かつしあるにはこ人を射てよかるへきは尚也屋ら雷
る所口を引事も又急ことにおいてく大に無念也こ雷なる

さ時ハひかへ又も射くよるへき所にてハをしかけくも射へ
き也わかより所によるへきを此也但大名又いたて無上の
射手なとハ遅へき所を取りへ射へき所を射さうを是ハ
制の沿にはらし次されハ初心の人ハ上手と両方ふ大切を
まなひて無益の所をあるへし是程物によるへし是
ハ此口傳はるへからす人のかにによるへし能く覚悟すへき也

一 矢所の差を此事歩射更り不叶人も大を取さしく
射なしあるを其ゆへ所の人なとハ外の物の差く両も
ゆとあると射る時も其失を云程へき事ハさくか斜敬すへ
きゆ生活に歩射よく手をさくあるへ人の差を両りうそる物

乃よこ此四ある後さしわたして射あるハ尤一の異也是ハ
人により所によるへし更ハ左を物を嫌事を無留
事也

一 引目大小の事是又昔今射に懸隔也彼是急ことにおいてハ
いかはしを不可然故ハ昔様とて四寸の引目餘に見所
く覚へ也又当世様とてよくらにさしたる乃大引目も見ゆ
ゆへ物の也大にあらはそ矢所もよかし次ちと差を両りあ
る射ハ力なき風情もありされハ昔射手此中に今少引目に
なきなしハ見所ありなんと覚へるもあり今時の射手共
中に今少引目ちいさくハ和よりんと覚るも其餘の大小

其よ不可拘位人よりうらによるへし無相違ハ一尺二尺に
もしたへしうらに餘く引目のうらあるを可制也

一 射手鞍乘の事定まる法あるへから須されとも先ハ若き人
相とれしき鞍乘ニ若老者の若さ鞍乘そ〻給さてを
相それを時よりうへき也鞍乘振舞ハ乃事ハ無し世の風
俗に語るへし同昔ハ行騰をハ當れ之世の見ある程り
さるへしなといふ事故ハ或ハ自然乃時ハ落馬もあるし
も馬の家ありにも相あるへしとそ〻をれもさる事なき
とも犬追物無度珍事も出来落馬もさらしあるへし
かゝ用公斗ゆへ昔様なるんも當世相しかるへし法也ハ

そ〻ぬくも能相はしたへしちいさき馬に餘乃長行騰の上
り射様なるも見ぬくて遠て遠雲なし只かやうの事ハ
能相とと可計用也也同引目乃相の事昔様に餘り
をいくをしあるも的矢なとの様に見程又當世とてなそ
箆に大鳥の相をかもとさ須してけさあるを又かゝを
しく覚ん也箆も箆により羽にくるへし一篇に雅定

一 射手乃果初公盛老少大名上手みな悪射様も出給様
公とし明るへからん

一 犬追物に付先ニ賞検見拾見来拝ニ時ニ射手の善悪矢
乃見様をも辨てくし更不可有其曲者也

一 検見ハ自身乃射手にもよろへかゝ次推射手者も検見を
もちる人あるへし又射手乃中に検見を付事もあり射
手に検見稽古の人大切也但相應乃人ハ常に何りかゝ
されハする物ハ如何く何ある人ハ此くれし仍検見ハ宜
大事の物也他人隨貴いさゝか辭敬あるへきにや

一 検見若無乃事大方見あや何りなとハ昔も今もあへ
さる也まさしく法とおもしらるハ罪自検見者也次り
検見の道目なと云共為射手無右罪及指南矢論力
なく當日ハ是非を検見ハ可但也

一 諸道小譜学章とて如しき事に云なしハせうされ共

一 向ましさかなく又まゝらるへきにや仍初心の者大かた可
心得次第と取得意也但彼日記を見聞斗にて至極と
思ひて如名目ニ為譜無子章なし志をもちにして稽古無
隙よくしらく彼見せは是亦當道乃肝要あるへき物
なり取得於諸藝立道成事者自身のいとなるに為
無きに欲那見を憚る事所載小序也

應永廿三年四月五日

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

一縄の内にある馬よりさかへて縄よりほかにいるゝを知る
らさにはゆく下に行くゆても知れたる外にある馬より
下に也但縄の内よ知たる時は人手出くせまうるを
よし行きも不定なり縄乃外に知ぬる時縄の内へ
手入て下に向く手下手の遠廻に不限縄をはゆての手
一乃外法の時くや外に下能縄の内にある下にたる時
縄より外へ馬引出させて下に坐さをと手出時に縄
外内より手よりうる也能也外へよりうる也は外に待る乃
一さ也るゝ時に立者不中に足法へくしてあつかすくみある
るすもよきこと也

一馬よりおりて向遠廻を法法するに用る鞭をは経よ
みえる気廻く歩よりて右の手にて鞭をとぬき出て
てを依九柄の方に於ゆくようくに左の足を縄より
外へ踏出し向太乃足を八縄の内に置て縄と向
たけく左の手にて鞭先のすゑを大指と人差指よ
にはみて右手押戻に気るゝは右手にて気に鞭乃
先とあくるひて撥縄の中すゑに鞭を押あくる右
乃大指と人差指二つゆくつまむやうにすべし九て
左の手にて鞭を添く指て縄を向さけおきて後又
志よりて押戻の気にあてゝ縄の中すゑにすべし

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1　ガラス使用

丸たる所を押あてゐて後をしをちり此手小鞭の先
をかけてふるりこ当時弓手の矢所してはとも押戻れ
矢をしこゐはとも又同辺さゆくはとも古射手ゑと
ゆとも云又ハ獨言をもして鞭を懐まさしる小鞭て
縄辺よと向て可入弓手る手切の時も同ぶ又縄を
まさしけく後擦より鞭をぬ紀出しこゐも沙汰する
也

一鞭とぐ所ハ弓にて常辺を可沙汰弓を左の手より
弾より五六寸上伐弦を下へなし引下て指くいぜん
の鞭ゆくす取ことく縄を両こけくら伐ハ丸志さ

こゐ当信弓所ハ本を前の右へなし弦を先へ引して
右の手小を弦を天指と人指と二つゆて沙汰まむ
やうに丸て遠を伐可沙汰さゐ乃次第鞭まくれ
時と同ぶ也

一弓手く所矢なるハ矢をいくつもあれさしるとをよう
寸を取ゐ所ゆくに先へ歩出るより押戻くる
手切くの時もさしより辺をうす伐丸て次第より
後ろへ志さ向るより矢あまりこを時にいせむ取ゐる
矢よりを矢所ゐるに此をんゑるる常紀すを指くく
をさす伐本ゆしゐ可取此ゐ丸ゐるすよりは

小丸たる寸者ハ以前を見すと言語ならぬ
やうに持てきと矢れす我可丸矢いくつもあれ此
心得也是ハ矢多時ハ例なり
一遠近沙汰乃時縄ハ矢近く敷ゆゑ沙汰する程の
ときハ訴誇のもと矢毎中ハ川角くゑんくあゆ
す見ゆ先一番に弓手ハ矢と縄を用ゐけてすを
丸く板左乃足ハ縄の内へ引きしさきく又縄を
用ゐけく押戻乃矢ハすと丸也
一遠近乃矢弓手押戻二ツ所ゆゑ弓の外を時先弓
手ハ矢を縄とまゆけくすハ丸板左ハ足を縄の

内へ引きて押戻の矢ハ向ゑ歩よりて用ゐ矢ハ
前へなりて縄をまゆけくすを寸丸ゆゑ沙汰
沙汰する也是ハ二ツ所矢ハ弓杖二杖三杖ゆゑく
程を時の例なり近時ハすへから頃弓手ゆゑ切乃
と見目ゆ也
一遠近乃矢二ツいりゆゑ間をく落ゑ二ツ所矢の弓
へ足踏入ゆゑし其時ハ二ツ所矢ハ前小なりて
縄を用ゐけく遠近をて打手ハ也弓手乃矢ハ
すハ丸く押戻の矢ハすハ丸ハかしさるへし
又弓手く押戻くゆゑ切くの時も矢二ツの内

近時は二つなりの矢を前に取してさくまをよりす
とす乱又矢の弓もをく縄へもをく矢乃落てる
時は縄の内につくいひくもす成れ也
一壱近乃矢の縄は遠ひめ所とりに立時はちかひめ
乃外に取りたる縄乃中をとを例式のとく可
乱遠目にも注ましたる矢をはかまとも例式り縄の
中すく成可乱ちかひめ所縄二重に立たるとく縄
と縄乃弓をは乱ぬ也かそくとも遠ひめ乃外に取
たる縄の中をとを可乱但余りに縄の末の細にを
乱ましき也日に取たる縄の右地にを可乱

一検見壱近沙法して後矢を向く可入半弓手押戻
又弓手馬手切の壱を所矢沙法したる時は何れに
こゝに縄近乃矢を縄をよと向こゝ可入也縄同をさ
乃と乱は弓手の矢成竜よと向く可入弓手くとく
もちかくる手切く所矢沙法したる時も縄近乃
矢成縄ちかよと向こゝ可入縄同をさるらは疏近の矢
を竜よと向こゝ可入何れとも矢沙法して鞭を掛
めさしこゝ馬に乗て射手に目とく見合て向く
御犬奉込と云て可入也
一縄なり遠近を沙法する時も弓上にくさなり成

よく可見也弓手押戻又は弓手馬手切なるの時は
矢間のひるく能落をしは縦さく孝みんすとも左を
をを可沙汰弓手く押戻く馬手切く所と記は
さくりのんんすはとも望て殺斜敵を個は縄同
近成時はさくりと孝す我取くさくりをを黄やし
疏るのとさは所くまとりすと所は其及然とは左を
を我打ち縄同近なる時疏なる時は二つなら
捨写此先格と以て検見可斟酌也もし古村手
たとひ疏るくとも先ををのるのは沙汰あるべきよ
しあひ支度所ろは沙汰すべきなり但弓手く

押戻く乃時も矢所落やうによつく疏るんんすとも
所なり近乃矢はみえへしさやうに落たる時は検るん
しんしやくに不及孝近を可沙汰なり口傳なり
一遠を我打時矢より寸我とり縄より寸を所と云
事を其個は先一番は鞭先にて弓此弭にても
矢にしたとあるかひて板縄の中をくへすを所也
是は矢より寸我所也後よりなる時は縄の中すこに
あくかひて矢へ寸我と所なり是は縄より所寸也
此所沙汰十分宜此時横点へすを取も同る也
一弓手く押戻くの矢を左をと沙汰しとも縄同近

一 法なく別に乃相引の矢で沙法次第ゟ弦左の手に
握より五六寸上を弦をもへ如て和引さけく持て筭
二つ右の手に持て疏を右にみてく先引初る疏の
左に竪掛に筭を一つ立てと一つの筭をハ矢通の如
疏乃左に立て両に立てゟの本をもへなし右乃
手にもの弾を丸左の手をハ弾より一尺四五寸ゟ
丸上て二つ此筭にゟ此弦を押添弦をもにとし
付て先ゟ此末弾の方へ弦を後し初く物又本弾
乃ゟ之弦をひてして弦乃踏を結付てゟ弦
左へ丸出し以前立てる筭より一つ宛丸てひつけて

にて乃ゟふ口傳あり我筭をハ力に先今一つをハ右
の質此爲帽子のて此下にさ次すり入居ち後より
さすへし物ゟを人に持たるも矢此さしへもつる
ゟ事も蟇目此段五六寸ゟ弦金右此漆とつきて
左の係をハ立て右乃手にもくハ蟇目の段を押へて
金絵金て左此手にてハ蟇目乃胴を丸て篦中へ
手弦さし出て矢弦左此漆に挿へて弦のあるに
打をてゝゝるにくらすハ此ゟ陽ゟ事も可貴をゟ
連陽にて可捨也
一 縄にゝ事かゝらさ敷矢沙法さへさ次第ゟ事ゟり

下にて右の膝をよりて夫人の右の方へ向て寸
法縄をもさけて左右の手の縄のはしへ入て
膝の高さ程すくによりて但し左は矢すゑ
へ向て次に寸を八寸押也夫人のさしの内を
撫脇のうしろへ向て寸法あり
一縄にかけまはし候て矢の下より押戻しの矢二つを耐え
ちよ乃矢と寸法縄によりかゝり八寸也押戻の矢
をも寸法にて右に及ひ弓手の矢縄に過る八押戻の
矢代寸法より次八寸也弓よりする手切のはゐも
同じく右の矢の時も流さる寸法流し也の

矢縄乃矢縄に於ても流を矢代寸法をとる
も八寸也押戻しする手切し同前也
一縄に掛り過るさ時矢二つもて矢をとく乃弓を時八
矢二つ乃中代と也八二つの矢一度に寸法するや
矢をとく時縄を隔て矢を用て縄の内より
をひく縄をとる也何れもかくもからぬ矢代寸也
何れも掛りすハ弓より矢を寸也弓より押戻
しする手切し時も何れもかゝりすハ流に寸
也なり
一まはり流の寸は文字寸法次第弓を左より

弾より五六寸上を弦を下へなし引さけく持て弁
二ツ左乃手に持て疏を右にはんて先疏をとに弁
をたくさ面に立て板ま縁ひさりのさきの紀
疏乃法ま先に弁を竪さ面に立こ面弓の本を生
位右へなしこ面右の手にて弾を先左の手を弾
より一尺四五寸上へ先あけて二ツの弁に弦を押さへ
て去る押付て先末弭乃方へ弦を渡して板本弭
乃方へ弓にして能弦のあと代付こ面弓を左へ先
出て疏をとゆ立てる弁をれてわるならハ刀より
さし人のならハ警にさしこ面立点をまもてけて

主位弓の本代右へなし右の手にて弾を先て面ろ
ひ疏乃さハ能疏に立こ面弁の本より弓の弦を
南りひて横点をゆる面ぬやうに能ん合て弦をさま
押付へし押付るさかひに弓と弦と間より弁代
左乃手にて先て矢にも弦をまたらハ丁黄かしらすハ
丁捨也

一まの法ハさて良の十文字の法の時矢へ七八寸祝横ちん
とかぬ時ハよこちんまて寸時にはさまり一尺斗上を
先て矢の方へ弓の本を壷くやまして弦を赤かけて
みるなり其れより矢を残く落てらハこうこのいを

立てよこしてんをはさてさてこするんよこしてんつく時も
矢は横点をうちかけてゐる時のごとく弦をそ流
まく押付ておきて左の手にて弓を元右の手にて
弓と弦とのあひよりかうこゝ左元てさて矢の
方へよせてく弓れ本えすの方に弓と弦とれあひ分
押は流てかうかを立て右の手にて弓れまきりを
元又如おいまくてゐるかうりいに弓の弦を押おて
矢へおかけて上へ流るを押付るさりいに弓と弦とを
あひ分かうかいを元てさてく矢の方へよせて弓の本
えすれ方に弓と弦とのあひ分弦りおしそ屋

てかうかいを立て右の手にて弓れまきりをとり
又如前いまくてゐるかうかいに弓の弦を押おて
矢へおかけて上へ流るを押付るさりいに弓と
流るこれあひよりかうかいを元なり矢耳弓
乃弦かくらいこの黄あくらすい可接也
一両ろい疏乃間の矢可沙法次第馬よりやり
矢のきこりへおよりの鞭をぬきて疏てり案て
流くりいて左れ手有り高鞭先をとりて
鞭先代矢乃箆のよ中にあ高りいて弧疏の
つま先は右の手にて大指と人指と二ヵ所くすを

取く扱す所にて箆乃ちに行くかひ敷先ハ
まろひ疏にあらひてくるに強疏に近くハ可貴
間ろ光疏にかくハ可持也同様なるハ間の矢にて
可捨矣也

一十文字可沙汰次第弓を左れ手に弾より五六寸ニ
を強とも入なして取さけく持く并二ツ右れ手に
持く疏を右に入て先疏本に并ハ一ツたるさま
に立て今一ツ乃并を矢の方へ寄せてたくさるに
立て扱ち所本ハ先ハ左へ入なし右れ手にて弾と
取左乃手をも弾より一天四寸ニ入れ上くち乃

末弾を矢所ある方へなし高強を後し初て又本
并ハ矢の右方へなし強を後し初高又本弾乃
うしへ後して弦跡をつけて扱ち所左へ入て疏も
左れ并を先れ高たく点に高く寄よりて後り
高てたる并ハ我并を刀にさして人乃
并ハ為帽子ハ右の手乃本にさせ高り并を入
次第にさしぬるより一ツ宛取て二ツ手に持く一ツ宛
さ次なり入乃ニ右れ行膝とくり袴の緒ハ留
まけ矢也其位置点に高く当れる所並て弓所
本を右へなして右の手に高り絶りを入れたの

手をハ小さきまより一尺四寸よりへ丸にて当れるに
弦を押当て横点の色をもちゐ手の矢よりゆん
合て閉て馬手の矢ハ合て横点をすくにあて
うひ高左右乃足ハ乱ろけく先ち手の矢の方
へ弦をまとこし初て後ち手の矢の方へ後して弦
のあとハ弦ハ弓を左へ丸出して板横点に当て
左に持たる弓を手ハ弓の本を前へ出して弓手の
矢より弓の弭を志かとあくかひて横点に弦を押
当て大指と人指と二ツ小さくつまむ屋りに寸ハ
丸高ハたらかぬやうに持高志さりまて弓手の矢の

通りの横点ハ寸丸なる所を押当て矢乃方へ丸を
後弓并を返し高馬に当て何ぞにても横点に
ちゝ紀矢ハ見えと問高下貴也
一十文字沙汰する時弓手の矢ハ横点をまとこ須時ハ
弓の末弭の方左へ先弦を後し初へし弓手の
時ハ右乃方へ弦をまとこし初ハ先ハ何ぞと疏
をへけてし初る儀也
一弓手の弓手の時横点より寸ハ丸時ハ何ぞも
疏をより寸ハ丸へし
一十文字沙汰乃時下にまろさ矢ハ上の結矢の

横点は近代不目墓目にあるも若しくも志りし
の并を立て作れば後に矢代とせるの能矢代
とられたく重く并を取て十文字と沙法すべし
又上のもろき矢あらはたとへ下の矢はさら
ぬやうに検すべし上の矢を矢れにとしせて
丁沙法也

一十文字丁沙法矢れ一所目立本丁ものて其時は
墓目の方へとらぬ屋うにとらへ横押伏て
丁沙法を近とらぬ事矢代間もへし横筋の
とらたる疏より横点へ寸とはへし

一十文字沙法の時一つハさうまゝあらむと不審の
と記れ馬なり下に疏もとへらず記不目志なし乃
并を立て墓目尻をえさせ也矢よくハ本れことく
れ夫并を取て十文字を可沙法也矢はろくを
沙法にふ及る小家てと一つれ矢代る所相取り
よりこの見よ先あれよとも問て可書也

一十文字代手時弓手馬手の矢をくかへて横点
矢無りへとうさ新時横点をつくへ記なり丁法次
身例式のとく先竪点を渡して横横点を渡
す時先弓手乃矢れかへ弓を書く屋りて足を

もおひて弦は添く并を弦より和に一つ立て矢の
色は人横点を渡す人さ也さ後馬手の方へ弓手
乃ごとく可縫也扨并を弓手の方より一つ宛れく
横点より表道を可沙汰弓手の矢にてもる手の
矢ゆくも一つ遠くかへりこゝゐ横点とくかゝれ仰せ
ゆゑにも出てかゝる方の横点ハ伐可縫なり
一十文字を沙汰しゐるに来て矢を問時に何せん
も横点にをさ矢伐竟よと問く可貴なり弓手
る手の矢同をなるハ弓手の矢をさしかと問く
可貴弓手くの時同しをなるハ疏道乃矢を見

よ也問く可貴弓手く同し検見る此相所よりこゝゐあまよと問て可貴也
一縄際にて乃十文字又ハ弓の本弭縄に沈りえて
竪点にてしかし紀とさハ縄を乃あくも十文字
ゆ事なき時ハ横点に道さ矢伐縄にゐのさ
も紀のごとく縄をよと問ゐ入るも能なり
一検見矢沙汰と同時志せん貴人我弓にて沙汰
せよとて弓并を出てるをとも堅く斜解すべし
弟子射手にあらハ弓并をもて可沙汰なくハ
誰にくも見て沙汰をへし他人の弓をもて矢を

沙沽して此へ次時人素袍の袖ゆくら弓弦を末
弭より本弭をさしさしかへて砂を落して礼を
云こゆうへ也

右八廻日記此事隆而当人不持題目傳無之仍如此
一巻を矢沙沽次第数年右傳分而子孫具注之
当流秘説不過之聊不可有外見者也
文明十六年八月日　豊後守高忠

右八廻日記以後見後河守昌頼本校

出法師落書

此ゆへ丹波国にて子之所犬追物に落書此なりし
其後会にお得ゆ此年鹿苑相当有間の温泉に
御下向乃時出所当護を皮供奉叶さ御にて構
津国尼ヶ崎の湾にて犬追物村しまれ所に武ハ勝
負又ハ丸面白紀渡行の犬追物にてしとも
そ所とこれ村ハ所に浅古今乃序に載ける新人
小さとへ所に当護妙観院と小笠原の御前守 于時
次郎とさとん所恒貫之小たとへ中小笠原備後守とも
僧正遍昭にさとへ侍ら所心皆以其心ありと古村手

達の中にはなる落書とのやうに後又光栖院彼序
まゐる奇人を当時乃村長にはとく意江なり頼益
かかる人にはなされなるやいかしの居よりとよれ
おもひ世にきこえ道乃先生として測度をいふ
をしたる上にたとへ給ひしに花にはひおもくかさの
世給筆にて海誓こ升しるへから頃ちに当出いたら
乃思やとかしに奇に両とれ当中聖居ありおふ
かと指出にしたる両はこかにはさくなく程の才
覚大略謬説なり也年に一度二度に都意にしたれ
里玄武に川さゝ立入とこ給ひおかれはいよろ川の拘

かくしなし寄乳たるに家しき乃りもあり比興なる
ちこあまくとりを見て童子を朗録するとしへなる
中にはおとこまなる両人に若しハ九物草麻いさ夜あま
川さん酔粧乃よりはまハ里をうなるに蜻蛉知さ
らせあるをひきしるしへなりとけるハ往来の老兄
にくかやうにはいらいる見事しに教人なるは
此をひの大夫にはしまありさはしもつか馬
場なるうへにかく人目我をくかりこ両にしまいして
内外なさとら替古志にはしハ内へ入地さに及ぶ
こくそくありきにはなれ堀のとに湯屋ありける

一点梅花薬二子刹男香と云詩まくハあらし
只物さゝしき山ゆとて語ふ獨是をわけ給ぬ自
ゆくを進るれハ此ゆとて人なり又十七八ばかりなる
村ハ毎とも事みしりたり志賀五郎と云ふ俗
なり此人の村ゝる様ゝ行しやのしてより入外も
縄もこせ間ハりて物乃さゝるとたくもちきこしら
そこ間ゝ、こゝ絶したらなりそこし毎度身也
をりなる物ゝ矢成ゝるゝ場乃すゝもなれと
志給りゝ二めをとりむちぬ行ゝとありこれり
志ゝるゝからぬ何れなるよこと人あよくなふ也さ

志ゝ乃様と中一室絶まやたとふへきこゝを目れなる
くしきみゝ又とくなきそゝとさゝゆゝしきこ
ゆとゝあハ不足おほし義ゝらのゝもなくらあハ
れゝなるをとりぬへしさく北舎兄ハまゝ具足大絶
りかゝれあら馬をもをしゝ成しく村ゝる祇さ
進そとみゝてゝまゝ絶とりかゝて多くなゝとくおさ
ゝくらりと後ゝ縄と成ゝ射るゝ也ゝらんと不覆
なり又ゝ人ゝさゝ絶ゝつゝ時もゝ見れ口をもく時も
屋川ゝちゝつゝ間しゝとくしきれかりあらゝ村ゝ
の雖とみゝたり足成ゝ也ゝこと人ゝ何事とくは

せくことなかりく祈さるていさす示代々の家風吹法
をしへたるとまんんこ事なれは卯月なかりの書来
立来しなれ家を給くちへるかう頃なる紀か
ゆりの家乃を張すくしくみて申くの花りハ
まさるをぬへし夏木立乃なりやけるか紀の時に
雨さまるとハこれ人をなかやうにおもへ国に大
法行さ勢て清良に見為せむともよし萩野西郎
左衛門とや仁人わまとらかゆる那乃人なりこれは
うこまの紀時は誓古の人なるありしかとも良
久たとなりくとハむかしにいるなへきこるをしく

さとりこ事縄さはなくハなく紀和と志川まりを
大和紀なんつゝ語ひくうはまハりく人乃子めよし
とも みまくこ事矢かすんいつも二王三王なかりなり
志なかりよしゆるとハゆひくしたく名字ゆり
ら勢て萩乃毛とやゝへさ所事なから勢を萩
小文法なし当云にハあら頃住吉ありての時
言枯ける萩成義人来きして多厳こゝと神成
こゝへしこと紀のなくしく来すこゝにみたし社頭の
萩乃毛なるへし又上京神なことなやハ大かく
祈付こ報ところなる細なく祈申れ人数とも

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用

当日は検見にまゐせ中さ間へくはやと嫌くしきさた
いしかからさ頃かに服練のことに相しかなりなれハ
我村様をきしなまちまゐ是非の批判より
及ばそたくみゆちに名をしらぬ本草此花をさ
とへ有はれへ是さてあらうに更をへし数奇の心
はしれをかたら頃負苦なるなにたとそせてあ心
もなきに竹乃林りたとふへし里にてる大れ来
をおくれ吹えてあぬしもいさきあるへしさまる
ゝ程度さへこらぬ是竹れ来しられさの雪
乃下おまとあるよくれれ来繰りう川くしを

きれきこ間竹りハ夏かふへからすを
日五十二騎村手落書め来
永享弐年十月廿九日出法師書くく

右出法師ゟ大追物の落書則古筆也古来
より偽之篇首小古さ本組乃日記を後世ゝ
見合ゆを丁成ゟ也
延享元年甲子九月十日　平貞丈

義教為軍 山代爰領去持之也

犬追物手組事

弘源寺
管領 十七疋　一色隆理大夫 二疋
細川纐波守 十二疋　細川下野守 十一疋
細川淡路守 四疋　佐々木加賀入道 二疋
赤松彦次郎 十七疋　赤松伊豫守 十疋
畠山孫三郎 十疋　畠山中務少輔 三疋
畠山尾張守 四疋　山名淳平少弼 八疋

撿見　嘆次

赤松大膳定入道
大中
小笠原備前守

永享七年二月一日

於中御門場

犬追物手組事

文安元

右馬助殿 十五疋　遠江守殿 五疋
孫次郎殿 六疋　寺町太郎左馬射 九疋
葉阿真郎左馬射 六疋　内藏又四郎 十二疋
小笠原新蔵人 五疋　安留勘解由左馬射 六疋
寺町右見入道 十四疋　蔵木遠江入道 八疋
下野殿 八疋　与一殿 八疋

撿見　嘆次

備前殿　小笠原三郎

文安元年九月十日

二

十〜

犬追物手組事

卜野 敬 七疋　遠江守 敬 五疋
小笠原兵庫助入道 四疋　小笠原次郎 五疋
安富勘解由左馬尉 九疋　長塩 弥六 八疋
小笠原九京亮入道 二疋　寺町 弥三郎 四疋
小笠原右京亮 三疋　小笠原小四郎 九疋
内藤又四郎 九疋　内藤彦四郎 十三疋
備前 敬 十三疋　与一 敬 九疋

検見　嗔

右馬助 敬　小笠原三郎

文安元年九月十一日

四

十〜

犬追物手組事

卜野 敬 五疋　遠江守 敬 五疋
与一 敬 五疋　寺町石見入道 八疋
寺町太郎左馬尉 五疋　安富勘解由左馬尉 九疋
茶師与四郎左馬尉 六疋　内藤彦四郎 十疋
小笠原右京亮 二疋　小笠原新蔵人 九疋
内藤又四郎 十二疋　小笠原四郎 九疋
右馬助 敬 十三疋　孫次郎 敬 三疋

検見　嗔次

小笠原紫京亮入道　蔵木三郎

文安元年九月十二日

五

十〜

犬追物手組事

右馬助 敬 十九疋　与一 敬 五疋
孫次郎 敬 六疋　寺町 弥三郎 九疋
小笠原九京亮入道 五疋　茶師与四郎左馬尉 五疋
長塩 弥六 四疋　小笠原新蔵人 十疋
蔵木近江入道 七疋　内藤又四郎 九疋
安富勘解由左馬尉 五疋　小笠原次郎 五疋
卜野 敬 六疋　遠江守 敬 五疋

検見　嗔次

備前 敬　蔵木三郎

文安元年九月十二日

六

十〜

犬追物手組事

右馬助 敬 十八疋　与一 敬 八疋
遠江守 敬 四疋　小笠原新蔵人 十疋
小笠原九京亮入道 五疋　長塩 弥六 七疋
安富勘解由左馬尉 六疋　寺町 弥三郎 十疋
内藤又四郎 九疋　小笠原右京亮 二疋
蔵木近江入道 四疋　内藤彦四郎 七疋
卜野 敬 十疋　孫次郎 敬 二疋

検見　嗔次

寺町石見入道　小笠原四郎

文安元年九月十三日

七

犬追物手組事

太馬助殿　十三疋　　与一殿　六疋
壱岐守殿　八疋　　小笠原新蔵人　十疋
吉町石見入道　十二疋　　内藤又四郎　十疋
安富越前由左衛門尉　九疋　　寺町孫三郎　六疋
菜沙弥左衛門尉　八疋　　小笠原右京亮　五疋
茨木近江入道　五疋　　吉町太郎左衛門尉　六疋
下野殿　四疋　　孫次郎殿　六疋

検見　小笠原九郎左衛門入道
喚次　小笠原四郎

文安元年九月十二日

十

大追物手組事

下野殿　六疋　　飯尾六郎左衛門尉　四疋
与一殿　九疋　　内藤又四郎　十六疋
孫次郎殿　五疋　　吉町石見入道　十二疋
小笠原左京亮入道　十疋　　小笠原太郎左衛門　六疋
茨木近江入道　五疋　　安富越前左衛門尉　七疋
吉町太郎左衛門尉　四疋　　寺町孫三郎　三疋
壱岐守殿　四疋　　菜沙弥左衛門尉　十二疋
太馬助殿

検見　茨木三郎
喚次

文安元年五月十四日

於右京大夫殿此馬場　此日記書様ヲ可心得

犬追物手組事　岡次才

備前殿　十七疋　　安富筑後入道　十一疋
コノハアルヘカラスト可心得
下野殿　四疋　　磯谷四郎兵衛尉　四疋
安富又次郎　七疋　　内藤兵五郎　三疋
寺町孫三郎　三疋　　寺町石見入道　二疋
安富次郎　一疋　　民部少輔殿　十二疋
右馬頭殿　十七疋　　小笠原四郎　十五疋

検見　竜安寺殿　右京大夫殿　小笠原六郎殿
喚次

宝徳二年九月二日

犬追物手組事

伊豆守殿　十三疋　　小笠原備前守　十三疋
中務少輔殿　六疋　　遊佐河内守　十疋
宮内少輔殿　五疋　　小笠原六郎殿　十三疋
小笠原刑部少輔殿　四疋　　小笠原四郎　四疋
武田中務大輔殿　七疋　　巻田参河守　五疋
右衛門佐殿　十二疋　　小笠原民部少輔殿　七疋
下野殿　二疋
右馬頭殿

検見　稲生孫次郎
喚次

宝徳三年五月十四日

犬追物手組事

太馬頭殿 二十一疋　小笠原 心源 小笠原備前殿 三疋
中務少輔殿 四疋　越佐河内守 七疋
宮内少輔殿 四疋　元長幡列法名宗長 小笠原六郎殿 九疋
教長法名宗元 小笠原刑部大輔殿 六疋　小笠原四郎 四疋
右衛門佐殿 九疋　武田中務大輔殿 十疋
伊豫守殿 十四疋　大中 小笠原民部少輔殿 九疋

検見　嘆次
蒼田冬河守　稲生孫次郎

宝徳三年六月十四日

十一

犬追物手組事

畠山伊豫守 十七疋　山名弾正少弼 十八疋
細川下野入道 五疋　佐々木大膳大夫 五疋
細川九郎 九疋　赤松小三郎 二疋
大中 小笠原民部少輔 五疋　教長 小笠原刑部大輔 七疋
細川彦四郎 六疋　伊豫宮原助 九疋
細川右馬頭入道 七疋　畠山中務少輔入道 七疋

検見　嘆次
心源 小笠原備前入道　幡列 小笠原六郎

享徳二年四月七日

於犬山馬場

十一

犬追物手組事

掃部助殿 十七疋　長塩左衛門 九疋
安富又次郎 七疋　安富次郎 十疋
小笠原修理亮 五疋　内藤殿 八疋
飯尾若六 十一疋　寺町六郎左衛門 七疋
小笠原彩殿 五疋　薬木弾正左衛門 五疋
内藤弾正忠 十疋　小笠原四郎 十疋

検見　嘆次
右馬頭殿　内藤三郎左衛門

享徳元年十月十二日

同

十一

犬追物手組事

右馬頭殿 十疋　内藤弾正忠 八疋
長塩備前入道 七疋　薬木弾正左衛門 一疋
安富又次郎 十一疋　内藤殿 八疋
小笠原四郎 十二疋　飯尾若六 十七疋
寺町六郎左衛門 五疋　安富勘解由左衛門 九疋
下野殿 六疋　掃部助殿 九疋

検見　嘆次
勝元龍安寺 右京大夫殿　豊田次郎

享徳元年十月十二日

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1
ガラス使用

三十一

犬追物手組事

右馬頭殿 十七 安留又次郎 四七
長塩左京亮 十二七 小笠原四郎 九七
小笠原新殿人 五七 寺町二郎左衛門尉 九七
内藤六郎 九七 飯尾若六 十七
安留次郎 十七 菊田次郎左衛門尉 七七
掃部助殿 六七 内藤弾正忠 七七

検見 嘆次

竜安寺
右京大夫殿 豊田次郎

享徳元年十月十二日

三十二

犬追物手組事

竜安寺
右京大夫殿 十二七 豊田次郎 七七
長塩左京亮 十二七 小笠原修理亮 四七
小笠原新殿人 五七 寺町二郎左衛門尉 五七
内藤六郎 十一七 飯尾若六 七七
小笠原四郎 十一七 安留勘解由左衛門尉 五七
掃部助殿 六七 内藤弾正忠 十七

検見 嘆次

右馬頭殿 安留次郎

享徳元年十月十二日

右犬追物手組日記原載於落書首今改附巻末云

群書類従巻第四百十六

国立国会図書館 タイトル『群書類従』 請求記号 127-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1
ガラス使用

127
267
1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『群書類従』　請求記号 127-1